

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和7年6月16日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和 6 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37,820千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,980千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 諸 収 入		千円 234,856	千円 Δ37,820	千円 197,036
	1 雑 入	234,856	Δ37,820	197,036
歳 入 合 計		235,800	Δ37,820	197,980

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 庁用管理費		千円 235,800	千円 Δ37,820	千円 197,980
	1 庁用管理費	84,238	Δ14,820	69,418
	2 文書管理費	151,562	Δ23,000	128,562
歳 出 合 計		235,800	Δ37,820	197,980